

## 火入れ許可に伴う指示事項

- 1 火入れ責任者は、火入れの現場において直接火入れの実施の指揮、監督にあたること。
- 2 火入れ責任者は、火入れに際し、火入れ許可証を携帯すること。
- 3 防火帯を設け、延焼のおそれがないよう十分な措置を講ずること。
- 4 火入れ者は、火入れにあたっては、一団地の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者を配置すること。
  - (1) 1 h a までは、10人以上
  - (2) 3 h a までは、15人以上
  - (3) 5 h a までは、20人以上
- 5 失火に備え、消火に必要な器具を準備しておくこと。

ノコ、カマ、クワ、ナタ、ノコギリ、スコップ、火たたき、バケツ、ぬれむしろ、噴霧器、水のう付手動ポンプ、チェーンソー など
- 6 一時に全面に火入れすることなく、火入れ地を1 h a 以下に区画し、その一区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の一区画の火入れを行うこと。
- 7 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下から行うこと。
- 8 傾斜地の場合は、上方から下方に向かって行うこと。
- 9 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えること。
- 10 **林野火災注意報**が発令された場合は、火入れを行わないよう努めること。

火入れ中の場合は、速やかに消火するよう努めること。
- 11 **強風注意報、乾燥注意報または火災警報（林野火災警報含む）**が発令された場合は、火入れを中止すること。

火入れ中の場合は、速やかに消火すること。
- 12 火入れ当日の朝、中央消防署(電話23-2013)に連絡すること。

また、変更があった場合には農業振興課及び中央消防署に連絡すること。
- 13 火入れの際、必要に応じて地元消防団への連絡及び出動要請を行うこと。
- 14 火入れに伴い、周辺住民等に影響が及ぶ箇所については、事前に周知すること。